

関東地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

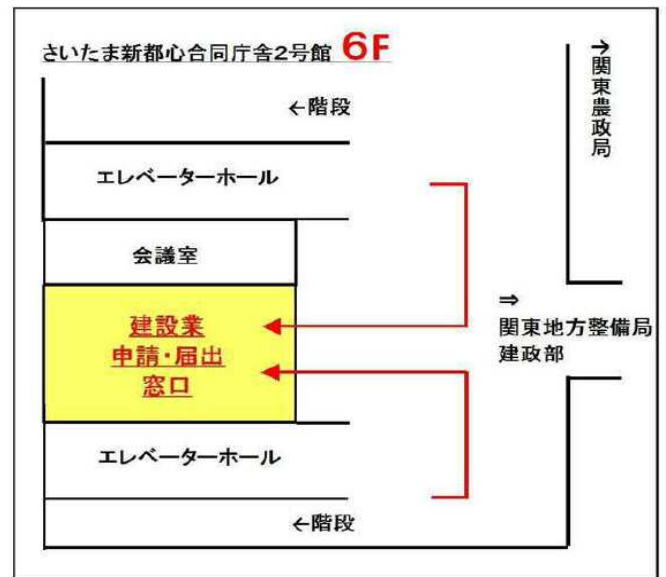
## ★令和2年4月1日～都道府県經由事務廃止に伴う関東地整での経営事項審査受付について

都道府県經由事務の廃止にともない、**令和2年4月1日**から、国土交通大臣許可業者の申請窓口が変わります。**※山梨県内に主たる営業所のある許可業者を除く。**

経営事項審査の申請書につきましては、以下の通り関東地方整備局建設産業第一課に**直接持参**または**郵送**にて提出してください。

### 【持参の場合】

- 場所 さいたま新都心合同庁舎2号館6階 関東地方整備局 建設業申請・届出窓口



- 受付時間

**平日9:30~11:15 / 13:00~16:00**

⚠️ 予約制ではありません。時間外の受付は致しかねます。

- 受付印を希望される場合

申請書1枚目のコピーをお持ちください。

- 入館には免許証等身分を証明する書類が必要となります。

### 【郵送(一般書留等記録の残る配達方法に限る)の場合】

- 宛先

〒330-9739

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階  
国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 経営事項審査係 宛

(★HP上に宛名ラベルを掲載しています。印刷してそのままお使いください。※別紙1)

- 受付印を希望される場合

・返信用封筒→切手を貼付

返送先(担当部署、担当者まで)を記載

・申請書1枚目のコピー

を同封し提出してください。受付後、2週間程度で返送いたします。